

墨田区のお知らせ2013.4.1

NO.1706
(毎月1日・11日・21日発行)

すみだ

発行：墨田区(広報広聴担当) 公5608-1111代表 〒130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

- 2面以降の主な内容
- 2・3面…地域の支え合い・助け合い活動の紹介
- 4・5面…介護保険料
- 6面…すこやかライフ
- 7・8面…講座・教室・催し・募集

すみだと全国の旬間歳時記

●4月1日：子育て支援総合センターが開設した日

平成19年のこの日、在宅で子育てをしている区民を支援する、子育て支援総合センター(京島1-35-9-103)が開設した。センターでは今月から、自主的に集まった地域の先輩ママによる子育て応援事業を実施している。

<http://www.city.sumida.lg.jp/>



広げよう つなげよう 地域の支え合い活動

すみだに暮らす誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区では、町会・自治会やボランティアの皆さん、民生委員・児童委員などによる地域の支え合い・助け合い活動を応援しています。これらの活動は、地域に暮らす私たち一人ひとりが主役です。今号1面～3面では、活動を実践している皆さんをご紹介しますので、参考にして、あなたも一緒に活動してみませんか。

あなたの思いやりが 安心な地域をつくる

高齢者や障害者、子ども、子育て中の方など、すみだに暮らす誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、区では、「墨田区地域福祉計画」に基づき、地域の力を活かした支え合い・助け合い活動を応援しています。

現在、区内では、町会・自治会やボランティアの皆さんのほか、「まちの頼れる相談役」として生活に関する様々な相談に応じる「民生委員・児童委員」や、判断能力が不十分な

高齢者・障害者の財産管理などを行う「市民後見人」といった方々が活躍しています。また、より気軽に地域で支え合う取組として、ちょっとしたことでお困りの方をお手伝いする「ミニサポート事業」や、地域・住民の状況に合わせて活動を行う「小地域福祉活動」等も実施されています。皆さんも困ったときや悩んだときには、このような支援を受けることができます。

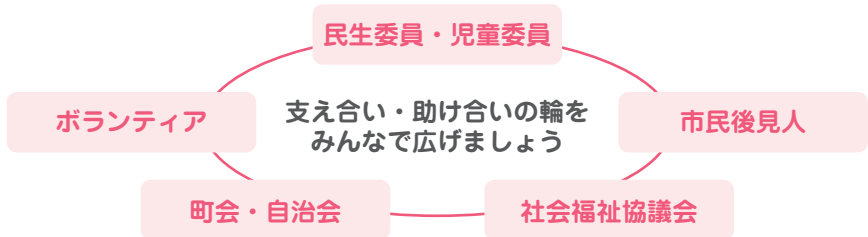
それぞれ支援する内容は見守り・声掛けなど様々ですが、すべての活動に共通しているのは、その担い手

が区民の皆さん一人ひとりだということです。誰かを支えているあなたも実は支えられていて、助けられているあなたも実は誰かを助けているかもしれません。地域の支え合い・助け合い活動は、ほんの小さな思い

やりから始まりますので、誰もが安心して暮らし続けられるまちをめざして、あなたも一緒に活動してみませんか。

【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608-6150

■地域での支え合い・助け合い活動のイメージ



自分にできることを実践し、地域の方同士の
思いやりの架け橋となっていきたいです



民生委員・児童委員(子育て支援部会)
志賀育子さん

地域の方から生活に関する相談をお受けしています。「近所の方が誰に相談していいかわからなくて困っていた」「あの方の様子が心配」というお話も多くいただくので、隣近所での見守りによって地域の支え合いが成り立っているんだと、感じています。私も、ご近所同士の思いやりの架け橋となり、支え合いの輪を広げていきたいですね。

子育て支援部会の活動では、文花子育てひろばの行事などでお手伝いをしています。お子さんやマ

マさんが楽しんでくれる姿を見て、私も元気をもらっています。これからも、自分にできることを、気負わず楽しみながらやっていきたいです。



定期的に文花子育てひろばへお手伝いに行っているの、お子さんもなつてくれます

助け合いはつながっていくので、相手に寄り
添いながら、ともに歩んでいきたいです



市民後見人
伴 道子さん

義母の介護をしながら、親族後見人として培った経験が、地域に役立てられればと考え、養成研修を受講し、市民後見人になりました。

後見人の大切なお仕事は、医療や介護など、それぞれの分野の専門家につなげ、被後見人の生活をみんなで守ることです。市民後見人になって、義母の介護のときお世話になった方に再会することも多く、助け合いはつながっているんだと感じます。

“被後見人の方が喜ぶと、私も

うれしい”、そんなふうに相手に寄り添いながら家族のように接しています。“安心して笑顔で生活してほしい”、といった気持ちで、これからも被後見人の方とともに歩んでいきたいです。



体調を伺いに行ったこの日も、うれしそうに笑顔で出迎えてくれました

お気軽に、ご利用ください！

一緒に活動してみませんか？

地域の支え合い・助け合い、ただいま実践中！

2・3面では、地域で実践されている支え合い・助け合い活動の内容や、その担い手の方の声などをご紹介します。皆さんも困ったときや悩んだときには、これらの支援を受けることができます。

また、活動の内容・方法は様々ですが、「地域を支えたい」、「困っている人を助けたい」といった気持ちで、一人ひとりが自分にできることを実践すれば、みんなの力が合わさり、住み慣れた地域で誰もが安

心して住み続けられるまちの実現につながります。あなたも、地域での支え合い・助け合いの輪に一步踏み出し、支援の担い手として、一緒に活動してみませんか。

まちの頼れる相談役に、ぜひ、お声掛けください

民生委員・児童委員、主任児童委員

Q 民生委員・児童委員は、どんな方ですか？

A 地域の方から推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域のために活動する、あなたの「まちの相談役」です。

高齢者や障害者、お子さん、妊産婦などからの相談を受け付け、相談の内容に応じて、区や専門機関などにつなげるパイプ役となります。また、「近所に困っている人がいる」などといった、地域の方からの情報提供もお受けしています。



人との出会いを大切に、誰もが安心して暮らせるまちをつくりたいです
民生委員・児童委員、元主任児童委員 吉澤章夫さん

主任児童委員として活動した16年間で、いじめ・不登校・虐待と、子どもの抱える多くの問題に直面しました。その中で、不登校の子どもを朝晩訪問し、心を開いてもらえたこと、その子が無事に卒業できたことが、特にうれしかったです。

現在は、民生委員・児童委員として活動しています。高齢者の皆さんからの相談がとても多いのですが、誰に相談したら解決できるのか分から

Q 主任児童委員は、どんな方ですか？

A 主任児童委員は、児童専門の民生委員・児童委員です。

子どもを取り巻く、いじめ・不登校・虐待などの問題を早期に発見し、地域の民生委員・児童委員や区・学校・児童相談所などと連携しながら、問題の解決に向けた活動を行っています。

【問合せ】厚生課厚生係 ☎5608-6150

ちょっとした困りごとに、ご利用ください

ミニサポート事業

電球・蛍光灯の交換や、近所への買物、衣替え、家具の移動など、日常生活でのちょっとした困りごとで「手伝ってほしいな」と思ったことはありませんか。そのようなときは、すみだボランティアセンターで実施している、主に高齢者や障害者がいる世帯を対象とした「ミニサポート事業」が便利です。

お電話をしていただくと、早ければ当日中に、同じ地域に住んでいる協力員が伺い、お手伝いします。住民同士の支え合い活動として、ぜひ、お気軽にご利用ください。

【利用時間】午前7時～午後8時 ＊年中無休
【利用料】30分につき400円**【申込み】**事前に、ミニサポート事業担当（亀沢3-20-11 関根ビル4階・すみだボランティアセンター分館内）☎5608-3246へ ＊受付は平日の午前9時～午後5時



地域の方は、地域で支えていきましょう

市民後見人

Q 市民後見人は、どんな方ですか？

A 認知症等の病気や障害により、判断能力が不十分な高齢者や障害者に代わって、福祉サービスの契約や財産管理等の後見活動を行います。

Q どうしたら市民後見人になれますか？

A 市民後見人養成研修を受け、基礎研修で、成年後見・介護保険制度といった福祉制度や、認知症の症状、財産管理に関する記録方法・手続といった後見人の実務など、後見人に必要な知識を学びます。また、実践研修で、すみだ福祉サービス権利擁護センターの生活支援員として従事し、後見人の役割の一部である、福祉サービスの利用手続や金銭管理をお手伝いします。研修修了後、家庭裁判所から選任されると、市民後見人になります。

市民後見人養成研修の詳細については、お問い合わせください。



「今度は私が助ける番」という気持ちで、長く続けていきたいです
市民後見人養成研修 受講生 渡邊邦夫さん

近しい人が助けてもらった経験から、地域に恩返しがしたいと、市民後見人を志した受講生が多いようです。実際に私も、両親の介護でたくさんの人に助けてもらいました。そのときの支援は、権利・義務の関係から一步踏み込んで、思いやりをベースとしたものだったのではないかと感じました。そのような経験があったので、今度は私が助ける番だと思って、受講を決めました。

受講生同士のつながりが強く、先輩の市民後見人とも交流することがあるので、研修で出

会った方々は、今後、後見人として役割を果たす中でも、心強い味方になると思います。

支援する方の状況などに応じて、自分のできる範囲で支援しながら、市民後見人を長く続けていきたいですね。



生活支援員として、毎月の支払手続などの金銭管理をお手伝いしています



もっと知りたい方へ、冊子「市民後見人のしごと」を無料で配布しています

市民後見人の仕事について、漫画を使って分かりやすく紹介した冊子を無料で配布しています。

【配布先・問合せ】▶厚生課厚生係(区

役所3階) ☎5608-6150 ▶すみだ福祉サービス権利擁護センター(東向島2-17-14) ☎5655-2940

あなたの地域でも、支え合い・助け合いの輪を広げてみませんか

小地域福祉活動（地域の支え合い活動）

小地域福祉活動は、地域で暮らしている皆さんが主役となっていく“地域の支え合い活動”です。墨田区といっても、地域によって生活環境や暮らしている方の年齢層など様々ですので、地域に合った活動内容・方法で、自由に組み合わせることができます。今回ご紹介する活動のほか、多くの地域で実施しています。

また、小地域福祉活動は、戸別訪問や見守りなどといった、“今、支

援を必要としている方”に対する活動であるとともに、交流行事などのように、地域の方がお互いに支え合うという気持ちを未来へつなげていく活動でもあります。

“地域の誰もが顔見知りで、困っている人をさりげなく助け合える”、10年後もそんなまちであるように、みんなで活動していきましょう。

【問合せ】墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3900

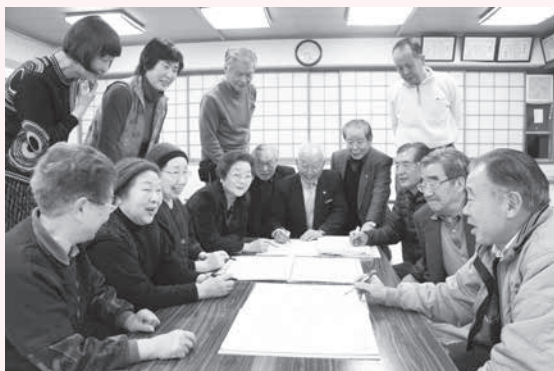


■菊二悠々くらぶふれあい委員会（菊川二丁目町会内）
毎週、体操教室を開催し、体を動かした後は、お茶菓子をつまみながらのサロン活動で疲れを癒します



■区内初となる「学校でのふれあいサロン」
第三吾妻小学校や地域の皆さん、民生委員・児童委員の協力で、参加した方は、小学生とのふれあいに楽しいときを過ごしていました

■八広あずま安心を絆でつなぐ会（八広あずま町会内）の取組



「見守りマップ」をつくり、誰もが住みやすいまちをめざしています

みんなで地域を守り、誰もが住みやすいまちにしたいですね

高齢者や障害者などの「見守りマップ」を作成した
会長 本多清司さん

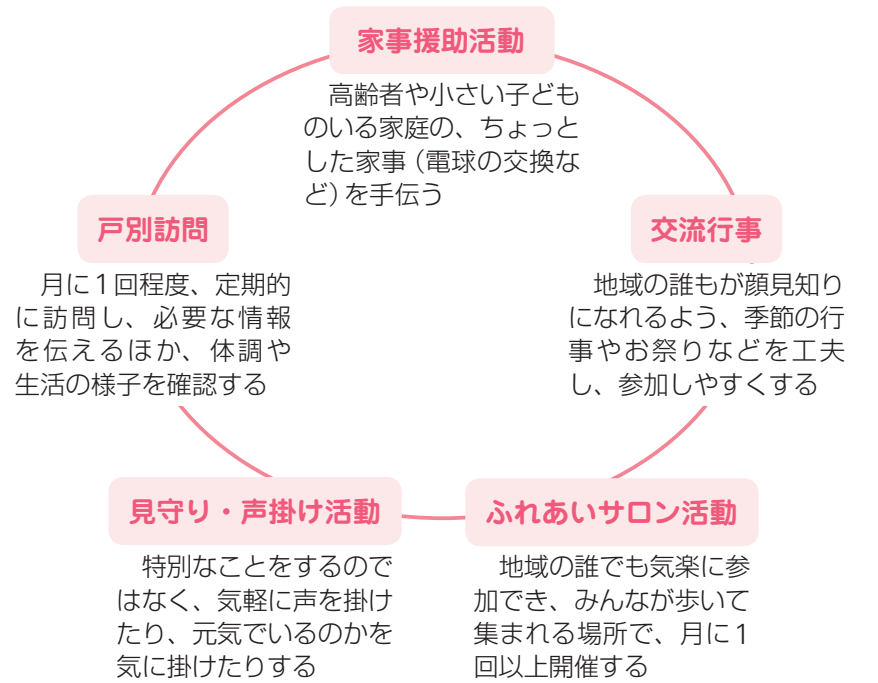
私たちの会は、ご近所付き合いを活発にしていこうと、“向こう3軒両隣”を合い言葉に声掛け活動・挨拶運動を実施しています。このことがきっかけとなって、「見守りマップ」を作ることになりました。このマップには、75歳以上の高齢者が住んでいる世帯だけでなく、障害者や小さなお子さんのいる世帯など、地域での見守りに必要な情報が詰まっています。

私たちの会では、このマップを防災対策にも結びつけていきたいと考えています。実際に、マップ



を作ったことで、地域の方に「みんなで地域を守っていこう」という意識が浸透したようで、東日本大震災のときには、自主的・自発的に見回りを行ってくれました。

これからも、誰もが住みやすいまちになるよう、地域を活性化していきたいですね。



■堤通二丁目3・4ふれあい福祉委員会（堤通二丁目3・4自治会内）の取組



子どもからお年寄りまで、みんなが楽しみながら交流できるよう、「ひなまつり」では餅つきを実施し、今年は110人もの地域の方が参加しました

地域とのつながりで、安心して子育てができます

交流行事「ひなまつり」に参加した
清水俊宏さん・満美子さん・奏杜くん・大登くん

今回の「ひなまつり」に参加して、子どもはお餅つきができましたし、お雑煮やお餅をいただいて、とても楽しかったです。この地域のふれあい福祉委員会の行事には、今回の「ひなまつり」だけでなく、「スイカ割り大会」や「盆踊り」にも、時間が合えば参加しています。

東日本大震災の日、ここで炊き出しをしてくれたとき、顔見知りや地域にいただけで安心できるんだなと実感しました。そして、地域の方が子どもの顔を覚えてくれ



るので、これから大きくなって行動範囲が広がっても安心して子育てができると思います。今後も、積極的に地域の行事に参加したいです。



■ふれあいサロン「さくらんぼ」（江東橋五丁目）
“地域の子どもは、みんなで育てる”という気持ちから、菊川保育園でお誕生日会やふれあい給食などが開かれる際、お手伝いに行く活動を続けています



■太恵みまもりネットワーク福祉委員会（太平一丁目町会内）
介護や防災などの勉強会のほか、戸別訪問や夜回り等の見守り活動も実施しています



「納入通知書(仮算定通知)」などについてお知らせします
介護保険料

■公的年金からの特別徴収の方への保険料の通知方法を変更します

区では、65歳以上の方全員に、

昨年度まで、介護保険料の「納入通知書(仮算定通知)」を4月にお送りしていました。これは、前年度の保険料額に基づき仮算定した保険料額をお知らせするものです。しかし、公的年金からの特別徴収の方は、2月の保険料額と、4月・6月・8月の保険料額とが原則、同額であるため、今年度から通知書を4月にお送りしないこととしました。

ただし、次に掲げる方は、4月に「納入通知書(仮算定通知)」をお送りします。

なお、平成25年度の住民税等に基づき算定した1年間分の保険料額の「決定通知書」は、従来どおり、7月にお送りします。

「4月上旬に納入通知書(仮算定通知)をお送りする方」▼公的年金からの特別徴収の方で、4月

もしくは6月から特別徴収が始まる方、または年間を通して平均的に納めるために6月と8月の保険料額の調整を行った方

※4月・6月・8月の保険料額を通知 ▼普通徴収(納付書または口座振替での支払)の方

※4月分・6月分の保険料額を通知し、納付書を同封 ※口座振替を利用されている方へは通

知書のみ送付

■世帯全員が住民税非課税の方に対する保険料の減額制度があります

【対象】次のすべての要件を満たす方▼7月にお送りする「決定通知書」の保険料の所得段階が特例第3段階または第3段階である ▼世帯の前年の収入合計が120万円以下である(世帯人数2人目以降は、1人増えるごとに50万円を加算) ▼別世帯の住民税課税者に扶養を受けていないか、生計をともにしていない ▼世帯全員の預貯金等の合計額が200万円以下である ▼居住用以外の土地、建物

を有していない ▼申請月の前月分までの保険料に滞納がない

【減額内容】25年度の保険料額を第2段階相当額に減額 ※申請月以前の減額は不可

■災害等の特別な事情により、納付が困難な方への保険料の負担軽減制度があります

災害等の特別な事情により生活が著しく困窮し、保険料の納付が困難な方は、徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

【問合せ】介護保険課資格・保険料担当 ☎5608-6937



「特別徴収(仮徴収)の通知書」などについてお知らせします
後期高齢者医療制度

■公的年金からの特別徴収の方への保険料の通知方法を変更します

区では、後期高齢者医療制度の加入者のうち、公的年金からの特別徴収の方全員に、昨年度まで、保険料の「特別徴収(仮徴収)の通知書」を4月にお送りしていました。これは、前年度の保険料額に基づき仮算定した4月・6月・8月の保険料額をお知らせするものです。しかし、公的年金からの特別徴収の方は、2月の保険料額と、4月・6月・8月の保険料額とが原則、同額であるため、今年度から通知書を4月にお送りしないこととしました。

ただし、次に掲げる方は、4月に「特別徴収(仮徴収)の通知書」または「暫定保険料額決定通知書」をお送りします。

なお、平成24年中の所得等に基づき算定した10月以降の保険料額の「決定通知書」は、従来どおり、7月にお送りします。

「4月上旬に特別徴収(仮徴収)の通知書をお送りする方」▼公的年金からの特別徴収の方で、4

月もしくは6月から特別徴収が始まる方、または年間を通して平均的に納めるために6月と8月の保険料額の調整を行った方

※4月・6月・8月の保険料額を通知 ▼普通徴収(納付書または口座振替での支払)の方

※4月分・6月分の保険料額を通知し、納付書を同封 ※口座振替を利用されている方へは通

年金からの特別徴収の方で、4月

から特別徴収が始まる方 ▼すでに特別徴収をされている

て、保険料額が6月から変更になる方 ※4月・6月・8月の保険料額を通知「4月中旬に暫定保険料額決定通知書をお送りする方」普通徴収(納付書または口座振替での支払)の方 ※23

年中の所得等に基づき仮算定した4月分・6月分の保険料額を通知し、納付書を同封 ※口座振替を利用されている方へは通知書のみ送付 ※7月以降の保険料額は、24年中の所得等に基づき算定し、7月に通知予定

■公的年金からの特別徴収を口座振替に変更できます

保険料の支払は、公的年金からの特別徴収が原則ですが、申出書と口座振替依頼書を提出していただくことで、口座振替に変更できます。希望する方は、ご連絡ください。

【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療) 保険料担当 ☎5608-8100



「地球にやさしい」は「家計にもやさしい」
すみだエコポイント

区では、環境にやさしいまちをめざし、区民の皆さんの省エネに関する取組等に対し、「すみだエコポイント」を付与しています。これは、墨田区商店街連合会の「すみだばいんと登録

カード(Suica・PASMO・すみぽカード)に、すみだばいんと加盟店での買物等にご利用になれるポイントを付与するものです。ぜひ、ご活用ください。

■すみだエコポイントの種別・対象など

種別	対象・ポイント数	申込み等
CO ₂ ダイエットポイント	【対象期間】4月分～平成26年3月分【対象者】ご自身が住んでいる区内住居の電気・ガスの使用量が前年同月の使用量より減っている方【ポイント数】▶電気=1kWh削減につき4ポイント▶ガス=1㎡削減につき22ポイント ※各月、電気・ガスそれぞれ500ポイントを上限	【申込み】「対象期間」の電気・ガスの検針票(前年同月使用量の記載があるもの)と「すみだばいんと登録カード(登録済みの場合)」を直接、環境保全課環境管理担当(区役所14階) ☎5608-6207へ【申込期限】▶4月分～12月分=各検針日の翌々月末日▶26年1月分～3月分=26年3月31日
緑のカーテンポイント	【対象者】ご自身が住んでいる区内住居に、一年草のつる性植物で緑のカーテンを設置した方【ポイント数】緑のカーテン1㎡当たり100ポイント ※500ポイントを上限	【申込み】緑のカーテンを育成後、電話で環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208へ【申込期限】9月30日

- ※「すみだばいんと」未登録の場合は、ポイント付与時に入会申込みが必要です。なお、1ポイントにつき1円として、10ポイントからご利用になれます。
- ※「CO₂ダイエットポイント」は、電気・ガスの検針票からCO₂排出削減量を算出し、ポイントを付与するものです。
- ※「打ち水ポイント」は昨年度で終了しました。



やさしさが走るこの街この道路
春の全国交通安全運動

4月6日(土)～15日(月)に、春の交通安全運動が全国で行われます。

運動を展開します。また、4月10日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。交通ルールを守り、交通事故のない社会を築きましょう。

「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本として、▼自転車

の安全利用の推進 ▼すべての座席のシートベルトとチャイルドシート

の正しい着用徹底 ▼飲酒運転の根絶 ▼二輪車の交通事故防止に重点を置き、

【問合せ】土木管理課交通安全担当 ☎5608-6203

▼本所警察署 ☎5637-0110 ▼向島警察署 ☎3616-0110

すこやか
ライフ

●墨田区保健所のホームページ

☎ http://www.city.sumida.lg.jp/hokenzyo/

●向島保健センター：〒131－0032 東向島5－16－2 ☎3611－6135

●本所保健センター：〒130－0005 東駒形1－6－4 ☎3622－9137

都内の
医療機関
情報案内
(24時間案内)

●都医療機関案内サービス「ひまわり」
☎5272-0303・FAX5285-8080
●東京消防庁「救急相談センター」
▶携帯・PHS・プッシュ回線 ☎ # 7119
▶23区ダイヤル回線 ☎3212-2323

難病等に該当する方の福祉サービスが変わります

本日から施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方が加わります。身体障害者手帳をお持ちかどうかに関わらず、必要と認められた福祉サービス等の受給が可能となりますので、詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】▶向島保健センター ▶本所保健センター ▶保健計画課地域医療担当 ☎5608－6506 *身体障害者手帳をお持ちの方は、障害者福祉課障害者相談係 ☎5608－6165へ
講座「赤ちゃんのいる生活って」
【とき】4月24日(水)午後1時半～3時半**【ところ】**向島保健センター**【内容】**出産後の母親の心理的変化とそ

の対処方法、子育て支援制度の紹介など**【対象】**区内在住の出産を迎える夫婦 *妊婦のみの参加も可**【定員】**先着30人**【費用】**無料**【申込み】**4月2日午前8時半から電話で向島保健センターへ

パパのための出産準備クラス
【とき】4月27日(土)午前9時半～正午**【ところ】**本所保健センター**【内容】**赤ちゃんのお世話の仕方、妊婦擬似体験、情報交換など**【対象】**区内在住で当日妊娠25週以降(初産)の夫婦**【定員】**20組 *定員を超えた場合は予定日に近い方を優先**【費用】**無料**【申込み】**住所・夫婦の氏名・電話番号・出産予定日を往復はがきで4月10日(消印有効)までに本所保健センターへ *往信に「パパのための

出産準備クラス希望」と記入
お酒の飲み方で困っている方の講座(本人、家族向け)
【とき／テーマなど】▶本人向け＝5月15日(水)／「お酒からの回復」
▶家族向け＝5月27日(月)／「アルコール依存症とは」、「家族の対応に

ついて」、自助グループの家族の方の話 *いずれも午後2時～3時半**【ところ】**向島保健センター**【対象】**区内在住の方**【定員】**各日先着15人**【費用】**無料**【申込み】**4月2日午前8時半から電話で向島保健センターへ

■4月の健康相談窓口

種別	向島保健センター	本所保健センター
健康相談(要予約)	月曜日～金曜日 *電話での相談も可 *保健師・栄養士・歯科衛生士等が対応	
育児相談	15日(月)午前9時～10時(受付時間)	16日(火)午前9時半～10時半(受付時間)
心の健康相談(要予約)	3日(水)・17日(水)	11日(木)
依存症相談(要予約)	18日(木)	－
思春期相談(要予約)	－	10日(水)

●表中の相談以外に「認知症相談」があり、各保健センターで随時受け付けています。

■骨密度検診・健康診査・がん検診(無料)

*各検診と健康診査は年度内に各1回のみ(子宮がん検診・乳がん検診は2年度に1回のみ)受診可

種別	とき・受付時間	ところ	対象(平成26年3月31日現在の年齢)・定員	申込み(「16歳から39歳の方の健康診査」と各がん検診は、区ホームページから電子申請も可)
骨密度検診	4月17日(水)▶午前9時～▶午前10時～	向島保健センター	【対象】 区内在住で、40・45・50・55・60・65・70歳の女性 【定員】 先着40人	4月3日午前8時半から電話で向島保健センターへ
16歳から39歳の方の健康診査(若年区民健康診査)	4月25日(木)午前9時～10時半		【対象】 区内在住で16歳～39歳の方 *治療中の方は受診不可 【定員】 先着100人 *子どもの一時預かりあり	
胃がん検診(医療機関実施分)	5月～7月の区内実施医療機関診療日	区内実施医療機関	【対象】 区内在住で35歳以上の方 【定員】 2500人(抽選)	専用はがきで4月15日(消印有効)までに保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ *専用はがきの配布場所は、下記●を参照
胃がん検診(検診車実施分)	東京都予防医学協会検診実施日	すみだ福祉保健センター	【対象】 区内在住で35歳以上の方	随時、住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで〒130－8640保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ *「胃がん検診希望」と記入
子宮がん・乳がん(マンモグラフィ)セット検診	東京都予防医学協会検診実施日 *両方の検診を同日に実施	東京都予防医学協会(新宿区市谷砂土原町)	【対象】 区内在住で40歳以上の女性 *授乳中の方、豊胸手術を受けた方、ペースメーカーを装着している方は受診不可	随時、住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで〒130－8640保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ *「子宮がん・乳がんセット検診希望」と記入
乳がん検診(マンモグラフィ)	実施医療機関診療日	実施医療機関	【対象】 区内在住で40歳以上の女性 *授乳中の方は受診不可	随時、電話で各保健センターへ *乳がん検診の受診希望者で、豊胸手術を受けた方、ペースメーカーを装着している方は、保健計画課健康推進担当 ☎5608－8514へ相談が必要
子宮がん検診		区内実施医療機関	【対象】 区内在住で20歳以上の女性 *妊娠中の方は受診できない場合あり	
肺がん検診(喀たん検査と胸部エックス線検査)	毎月1回、原則木曜日▶午前9時～▶午前10時～	向島保健センター	【対象】 区内在住で40歳以上の方	随時、住所・氏名・生年月日・電話番号を、はがきで、希望する保健センターへ *「肺がん検診希望」と記入 *各月の実施日は各保健センターへ確認
	毎月1回、原則水曜日▶午前9時～▶午前10時～	本所保健センター		

- 「胃がん検診(医療機関実施分)」の専用はがきは、保健計画課(区役所5階)、各出張所、保健センター、図書館、コミュニティ会館、区総合体育館(錦糸4－15－1)、すみだ福祉保健センター(向島3－36－7)と実施医療機関で配布しています(閉庁日・休館日・休診日を除く)。
- 「胃がん検診(検診車実施分)」と「子宮がん・乳がん(マンモグラフィ)セット検診」は東京都予防医学協会、で、「肺がん検診」は各保健センターで、あらかじめ受診日時を指定して受診票を送付します。なお、申込状況により、受診日が3か月以上先になる場合もあります。体調その他やむを得ない理由により指定日時の受診が困難な場合は、受診日時が変更できることもありますので、直接、東京都予防医学協会(肺がん検診は各保健センター)にお申し出ください。
- 精密検査等の二次検査は保険診療(有料)になります。各がん検診は、術後、疾病治療中または経過観察の方は受診できません。また、「胃がん検診」、「乳がん検診」、「肺がん検診」は妊娠の可能性のある方または妊娠中の方も受診できません。
- はがきでの申込みは、1人1枚となります。なお、記載漏れは無効となることがありますので、ご注意ください。
- 区ホームページ内の電子申請のページには、右のコードを携帯電話等で読み取ることでも接続できます。



コード

●

■墨田区休日応急診療所

受付時間	ところ・電話番号	診療科目
午前9時～午後9時半	すみだ福祉保健センター(向島3－36－7)内 ☎5608－3700	内科、小児科

●保険証や医療証等を必ずお持ちください。

■すみだ平日夜間救急こどもクリニック

受付時間	ところ・電話番号	診療科目
午後7時～9時45分	同愛記念病院(横綱2－1－11)救急外来内 ☎3625－1231	小児科(15歳以下の急病患者)

●診療日は月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)です。保険証や医療証等を必ずお持ちください。なお、駐車場は有料です。

■休日の歯科・整形外科応急診療医院(4月)

とき	医院名	ところ・電話番号
7日	小高歯科医院	立川1－14－4 ☎3631－6480
	みのわ整形外科	立花4－25－5 ☎3616－3420
14日	タロー歯科	八広2－49－1 ☎3619－7196
	鈴木整形外科	業平4－13－5 ☎3625－6637
21日	小西歯科クリニック	東駒形3－1－2 本田ビル1階 ☎3829－1180
	湯沢整形外科	吾妻橋3－7－5 ☎3829－1711
28日	仲井歯科医院	東向島1－32－7 ☎3611－1898
	山田記念病院(整形外科)	石原2－20－1 ☎3624－1151
29日	さいとうデンタルクリニック	両国2－10－6 ローレンス・ノダ1階 ☎3634－0669

- いずれも診療時間は午前9時～午後5時です。保険証や医療証等を必ずお持ちください。
- 歯科の受診については、事前に電話で予約のうえ、ご来院ください。

人が輝く

講座・教室・催し

暮らし

健康・福祉

子ども

仕事・産業

税金・国保

文化・スポーツ

イベント

区政その他

ほけっと(区主催以外)

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 費=費用 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

文化・スポーツ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
文化・スポーツ	区民体育大会			
	▶弓道大会	4月14日(日) 午前9時～午後5時	弓道場(江東橋4-2-3)	種個人(男女別) 対区内在住在勤在学で16歳以上の方 費無料 申住所・氏名・電話番号を郵送で4月10日(必着)までに墨田区弓道連盟事務局 武井省吾(〒130-0014亀沢3-12-4) ☎3623-3195へ
	▶グラウンド・ゴルフ大会	4月20日(土) 午前9時～午後2時 *雨天の場合は4月27日(土)に延期	錦糸公園野球場(錦糸4-15-1)	費500円 申費用を持って直接または電話で4月18日までに墨田区グラウンド・ゴルフ協会事務局 野口英介(八広2-33-7) ☎090-7724-1877へ *電話での申込みの場合は費用を開催日に支払 *当日会場でも申込可
	▶卓球大会	4月28日(日) 午前9時～午後6時	区総合体育館(錦糸4-15-1)	種シングルス(男女別、一般・年代別の部) 費1種目1000円(高校生以下は700円) *当日支払 申住所・氏名・年齢・電話番号・種別を郵送または、ファクスで4月12日(必着)までに墨田区卓球連盟事務局 庄司道子(〒130-0014亀沢1-19-7) ☎・FAX3626-5070へ *1人2種目まで申込可
	▶陸上競技大会	5月12日(日) 午前9時～午後4時 *雨天決行	台東リバーサイドスポーツセンター(台東区今戸1-1-10)	種▶小学校4年生～6年生(学年・男女別)=100m、走り幅跳び ▶小学校4年生～6年生(男女別)=400mリレー ▶中学生(男女別)=100m、200m、800m、3000m(女子は1500m)、400mリレー、走り幅跳び ▶一般男子(高校生以上)=100m、走り幅跳び 費▶一般=500円(高校生は300円) ▶小・中学生=200円 申費用を持って直接、4月19日までに、スポーツ振興課スポーツ振興担当(区役所11階) ☎5608-6312へ *小学生の申込みには保護者の印鑑が必要 問墨田区陸上競技協会 折笠和夫 ☎3659-7869 *問合せの受付は午後6時～9時
	▶柔道大会	5月26日(日) 午前8時半～午後6時	区総合体育館(錦糸4-15-1)	種▶小学生=1・2年生(学年別)、3年生～6年生の男子(学年別)、3年生～6年生の女子(中・高学年別) ▶中学生=男子(学年別)、女子 ▶高校生=男子有段者の1・2年生(学年別) ▶一般=男子無段者(高校生を含む)、男子有段者(高校3年生を含む)、女子(高校生以上) 対区内在住在勤在学で、スポーツ安全保険等に参加している三段までの方 費500円 *当日支払 申住所・氏名・年齢(学年)・電話番号・種別を、はがきで4月15日(必着)までに墨田区柔道連盟事務局 杉田 進(〒131-0031墨田4-9-9) ☎3611-7987へ
	▶おかあさんバレーボール大会	▶6月23日(日) 午前9時～午後9時 ▶6月30日(日) 午前9時～午後6時		種1部、2部 費1チーム3000円 申費用を持って直接、4月8日～19日に墨田区おかあさんバレーボール連盟事務局 佐藤欣子(立川1-14-4) ☎3631-6805へ *代表者会議を4月22日(月) 午後7時から、すみだ女性センター(押上2-12-7-111)で実施
	両国屋内プール水泳教室(各教室全7回)	5月9日～30日の毎週月・木曜日	両国屋内プール(横網1-8-1)	申住所・氏名(ふりがな)・年齢(生年月日)・性別・電話番号・学校名(幼稚園名・保育園名)・学年(幼稚園は年中・年長のいずれか)・希望する教室名を往復はがきで4月13日(必着)までに両国屋内プール(〒130-0015横網1-8-1) ☎5610-0050へ *家族で2人以上申し込む場合も1人につき1枚記入 *抽選結果は4月20日ごろまでに返信
	▶幼児水遊び教室	午後2時半～3時15分		対区内在住で4歳～5歳半の子ども 定40人(抽選) 費3000円
	▶幼児水泳教室	午後3時15分～4時		対区内在住で5歳半～6歳の子ども 定40人(抽選) 費3000円
イベント	すみだ川ものコト市	4月6日(土) 午前10時～午後4時 *雨天の場合は4月7日(日)に延期	牛嶋神社(向島1-4-5)	内区内や近隣区で活動している“手づくり作家”による革小物、アクセサリー等の展示・販売、ものづくり体験 【入場料】無料 申当日直接会場へ 問産業経済課産業振興担当 ☎5608-6186

いきいきすみだ

募集

暮らし

健康・福祉

子ども

仕事・産業

税金・国保

文化・スポーツ

イベント

区政その他

内=内容 種=種別 対=対象 定=定員 選=選考方法 費=費用 持=持ち物 申=申込み 問=問合せ

仕事・産業

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
仕事・産業	非常勤職員(住宅確保・就労支援員)の募集	内 離職者への就労・生活相談や支援メニューの紹介など 対 パソコンの基本操作(エクセル・ワード等)ができる方	【採用数】1人(選考) 選書類選考および面接 *面接日は書類選考合格者に後日通知 申履歴書と、「福祉事務に携わるうえでの意欲」をテーマとした作文(1200字以内で書式自由)を直接または郵送で4月10日(必着)までに〒130-8640厚生課厚生係(区役所3階) ☎5608-6150へ
	都営墨田一丁目第2アパートシルバーピア(高齢者向け集合住宅)生活援助員の募集	内 高齢者の自立した生活を支援するため、高齢者と同じ住棟に家族とともに入居し、安否確認や緊急時の対応等の業務を行う *報酬あり 【業務委託期間】6月1日～平成26年3月31日 *期間終了後、原則1年ごとに更新 対 区内在住で次のすべての要件を満たす成人▶住宅外で拘束時間のある仕事をしていない ▶世帯全員が健康で、高齢者福祉に理解を示している ▶都民住宅(中堅所得者向け住宅)の入居基準に該当する ▶生活援助員を辞めるときは住宅を明け渡すことができる	【募集数】1人(選考) 選面接 *面接日は申込者に後日通知 【申込書の配布期間・場所】4月19日(金)まで・住宅課(区役所9階)、区民情報コーナー(区役所1階)、各出張所 *土・日曜日は区民情報コーナーのみ 申申込書を直接または郵送で4月9日～19日(消印有効)に〒130-8640住宅課高齢者住宅担当 ☎5608-6214へ

☎=電話 FAX=ファクス ㊟=Eメール ㊚=ホームページアドレス

広告 錦糸町法律相談センター：弁護士会の法律相談 ☎5625-7336 (月～土9時30分～12時、13時～16時)

人が輝く

講座・教室・催し

暮らし

健康・福祉

子ども

仕事・産業

税金・国保

文化・スポーツ

イベント

区政その他

ほけっと(区主催以外)

内=内容

種=種別

対=対象

定=定員

費=費用

持=持ち物

申=申込み

問=問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
暮らし	社会保険労務士による無料相談(年金、労務管理等)	4月3日(水)午後1時～4時半 ＊毎週水曜日に開催	区役所1階区民相談コーナー	申 当日直接会場へ 問 ▶すみだ区民相談室 ☎5608－1616 ▶東京都社会保険労務士会墨田支部広報担当 ☎3617－5035
	初心者のためのウクレレ教室	4月18日(木) 午後2時～4時 ＊12月まで毎月第3木曜日に開催	玉ノ井カフェ(東向島5-27-4)	対 ウクレレを持参できる初心者 ＊貸出しあり(先着5人) 定 先着15人 費 1200円(テキスト代・飲物代込み) 申 事前に電話で寺島・玉の井まちおこし委員会 ☎3614－6301へ 問 産業経済課産業振興担当 ☎5608－6187
	司法書士による無料法律相談(不動産や法人の登記等)	4月18日、5月16日、6月20日 いずれも木曜日午後2時～4時	すみだ区民相談室(区役所1階)	申 当日直接会場へ 問 ▶すみだ区民相談室 ☎5608－1616 ▶東京司法書士会墨田・江東支部 ☎3635－1900
	雨のえほんひろば「みんなでつくろう!こいのぼり」	4月21日(日) 午後1時半～3時半 	すみだ環境ふれあい館(文花1-32-9)	内 雨と自然に関する絵本の読み聞かせ、工作 定 先着20人 ＊小学校3年生以下は保護者の同伴が必要 費 無料 申 4月2日午前10時から参加者全員の氏名・年齢、代表者の電話番号・メールアドレスを電話またはEメールで、すみだ環境ふれあい館 ☎3611－6355・✉kankyou-fureaikan@song.ocn.ne.jpへ ＊電話受付は午前10時～午後5時(月・水曜日を除く) ＊当日は汚れても構わない服装で参加
健康・福祉	ゆどころ 湯処・語らい亭「音楽療法士 福田麗子氏による公演」	4月14日(日) 午後1時半～2時45分	さんどく 三徳湯(八広6-8-8)	内 懐メロ、シャンソン等 対 区内在住の方 費 100円 申 事前に三徳湯 ☎3614－1058へ 問 高齢者福祉課高齢者支援担当 ☎5608－6168
	区総合体育館「障害者水泳教室」	4月15日(月) 午後6時半～8時	区総合体育館(錦糸4-15-1)	対 区内在住在勤在学で心身に障害のある方 定 先着10人程度 費 無料 申 4月1日午前9時から電話で区総合体育館 ☎3623－7273へ ＊当日は氏名入りの水泳帽も持参
	高齢者デジタルカメラ教室「初めての方でも楽しく撮れます!」(全5回)	5月7日～6月11日の火曜日 午後1時半～3時半 ＊5月21日を除く	梅若ゆうゆう館(墨田1-4-4・シルバープラザ梅若内)	対 区内在住の60歳以上で、デジタルカメラを持参できる初心者 ＊前回受講者を除く 定 16人(抽選) 費 200円 申 4月5日までに梅若ゆうゆう館 ☎5630－8630へ ＊受付は午前10時～午後5時
	パソコン点訳ボランティア養成講座(全7回)	5月10日～6月21日の毎週 金曜日午前10時～正午	すみだ福祉保健センター(向島3-36-7)	内 点訳の基本ルールと点訳ソフトの使用方法を学ぶ 対 区内在住在勤で、パソコンの基本操作(インターネット・メール)ができ、講座終了後、点訳ボランティアとして活動できる方 定 10人(抽選) 費 1350円(教材費) 申 住所・氏名・ファクス番号を直接または電話、ファクスで4月7日までに、すみだ福祉保健センター ☎5608－3723・FAX5608－3720へ
子ども	おもちゃサロン「好きなおもちゃでいっぱい遊ぼう」 	4月12日、5月10日、6月14日 いずれも金曜日午前10時～午後3時半	曳舟集会所(東向島2-17-14)	内 おもちゃ遊び 対 保護者同伴の子ども ＊曳舟集会所の午前中は、障害のある子どもとその保護者が対象 費 無料 申 当日直接会場へ 問 ▶墨田区社会福祉協議会 ☎3614－3900 ▶みどりコミュニティセンター ☎5600－5811
		4月24日、5月22日、6月26日 いずれも水曜日午前10時～午後3時半	みどりコミュニティセンター(緑3-7-3)	
文化・スポーツ	史跡めぐり「すみだ花暦」	4月12日(金) 午前9時半～正午	木母寺(堤通2-16-1)、向島百花園(東向島3-18-3)ほか ＊区役所1階アトリウムに午前9時20分集合 ＊バスを使用	対 区内在住在勤の方 定 先着24人 費 ▶高校生以上＝150円 ▶65歳以上の方＝70円 ＊いずれも向島百花園の入園料(中学生以下は無料) 申 4月2日午前8時半から電話で生涯学習課文化財担当 ☎5608－6310へ

あす

子どもも大人も、本をより楽しめる図書館が誕生

墨田区長 山崎 昇



「こどもとしょじつ」で、小さいころから本に親しんでください

今日から、新年度が始まりました。夢や希望がたくさん詰まったピカピカのランドセルを背負って、今年度は、すみだの新1年生が約1700人、小学校へ入学します。

この子どもたちを育むのは、家庭、学校、そして地域の皆さんです。まちで子どもたちを見掛けたら、「おはよう」「こんにちは」と声掛けをし、交通事故に遭わないよう見守るなど、次代を担う子どもたちと一緒に、しっかりと育てていきましょう。

さて、知識を深め想像力を豊かにするための大切な場所として、図書館があります。本日、京成曳舟駅前にオープンした“ひきふね図書館”には、大人が利用するスペースと離れた場所に“こどもとしょじつ”を設けました。

これは、子どもが泣いたり大きな声を出したりしてしまっても、お母さんなどが周囲をあまり気にすることなく、親子で読書を楽しむことができるスペースで、ほかにも親子で来館される方にとって利用しやすい工夫を凝らしています。

また、この図書館では、23区初となる自動出納書庫、さらには、暮らしに役立つ情報を発信する電子看板など、最新技術を駆使した各種サービスを提供していきます。

今月23日は、“子ども読書の日”ですが、子どもだけでなく、大人の皆さんも図書館で読書に親しみ、地域の情報に触れ、新たな発見をしてみたいはいかがでしょうか。